

## 船舶事故調査報告書

平成27年12月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成26年11月20日 03時50分ごろ
発生場所	高知県高知市高知港 高知港御疊瀬灯台から真方位012° 3,900m付近 (概位 北緯33° 32.5′ 東経133° 34.1′)
事故の概要	貨物船海翔丸は、錨泊中、また、砂利採取運搬船丸山丸は、離岸作業中、両船が衝突した。 海翔丸は、船尾部に曲損を生じ、また、丸山丸は、右舷船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年1月6日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 海翔丸、499トン 141481、不二海運株式会社 B 砂利採取運搬船 丸山丸、495トン 135101、有限会社西森商店
乗組員等に関する情報	A 船長A、三級（航海） B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 船尾部に曲損 B 右舷船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮期、潮流 北西流約2～3ノット
事故の経過	A船は、荷役待機のため、高知港の第4ふ頭西方沖に船首を南南東方に向けて錨泊していた。 B船は、船長Bが出港操船に当たり、左舷着けしていた高知港の第4ふ頭岸壁を離岸し、船尾の錨を揚錨していたところ、潮流の影響を受けて船首が右に振れ、右舷後方のA船に接近し、B船の右舷船首部がA船の船尾部に衝突した。
分析	B船は、離岸作業を行っていたところ、潮流に圧流されたことから、錨泊中のA船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、B船が、離岸作業を行っていたところ、潮流に圧流されたため、錨泊中のA船に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・潮流のある状況下で離岸作業を行う際には、慎重な操船を行うこと。</li></ul> |
|--|--|